

平成21年第3回土別市議会定例会会議録(第2号)

平成21年10月27日(火曜日)

午前10時00分開議

午後 2時29分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員(19名)

副議長	1番	池田 亨 君	2番	出合 孝司 君
	3番	国忠 崇史 君	4番	井上 久嗣 君
	5番	丹 正 臣 君	6番	粥川 章 君
	7番	小池 浩美 君	8番	柿崎 由美子 君
	9番	中村 稔 君	11番	遠山 昭二 君
	13番	谷口 隆徳 君	14番	山田 道行 君
	15番	田宮 正秋 君	16番	斉藤 昇 君
	17番	山居 忠彰 君	18番	伊藤 隆雄 君
	19番	菅原 清一郎 君	21番	神田 壽昭 君
議長	22番	岡田 久俊 君		

欠席議員(1名)

12番 岡崎 治夫 君

出席説明員

市長	牧野 勇司 君	副市長 経済部長 事務取扱	相山 佳則 君
副市長 朝日総合支所 事務取扱	城守 正廣 君	総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局 長	鈴木 久典 君
市民部長	有馬 芳孝 君	保健福祉部長	織田 勝 君
建設水道部長	土岐 浩二 君		

市立病院院長 吉田博行君

教育委員会会長 佐々木正雄君

教育委員会 部長 辻正信君

農業委員会会長 松川英一君

監査委員 三原紘隆君

教育委員会会長 安川登志男君

農業委員会 局長 伊藤 暁君

監査委員会 局長 谷口春三君

事務局出席者

議会事務局 局長 藤田 功君

議会事務局 査査課主任 東川 晃宏君

議会事務局 査査課主任 岡村 慎哉君

議会事務局 局長 小ヶ島 清一君

議会事務局 主任主事 御代田 知香君

(午前10時00分開議)

議長(岡田久俊君) ただいまの出席議員は19名であります。定足数を超過しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長(岡田久俊君) ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(藤田 功君) 御報告申し上げます。

初めに、議員の欠席についてであります。12番 岡崎治夫議員から欠席の届け出がありません。

次に、本日の議事日程及び諸報告につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

議長(岡田久俊君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

議長の手元まで一般質問通告書を提出された方は14名であります。

あらかじめ決定しております順序に従い、順次質問を許します。

5番 丹 正臣議員。

5番(丹 正臣君)(登壇) 第3回定例会に当たり質問をさせていただきます。

初めに、牧野市政についての当面の課題について何点かお尋ねいたします。

前段、13日の開会議会で、新しくなった牧野市長から所信表明演説を聞くことができました。私は、所信表明演説というのは、大きな重みのあるものだというように認識をしております。そこで、理想や理念を達成するためには、市長であれば土別市に対し、そのことをどのように細かく具現化していくか、その結果が問われることだというふうに認識をしております。市長はその意味において用意がどのように整っておるのか、更には、市民にとって明確なメッセージとして伝わっているのか、このことについては市長は就任したばかりでございますので、以後4年間の執行に当たっては私は見たいと思っています。

政策を実行するに当たっては、市民の最大奉仕者であるべく市職員の協力が不可欠であります。そこで市長は、選挙時において公約作成に当たって、市長はもちろんのこと、多くの市民、後援会の同意を得てマニフェストを作成したものと思っています。いざ実施するに当たっては、この大きな土別市役所の組織機構をどういうぐあいに利用するのか、すぐれた知識人、市職員の意見をどのように吸収し、意思統一を図ったのか、まず、最初にお伺いするものであります。

そこで、牧野市長の所信の中に、基本的な考えとして基幹産業は農業であり、商工業であり、その経済を立て直し、次代を担う子供たちに健やかな成長と地域医療、福祉を初めとした市民の暮らしを図るとなっておりますけれども、そこで私は一つ欠落している部分があるので申し

上げたいのでありますけれども、我が士別市は朝日町と合併もいたしましたし、100年余を超える大きな歴史のあるまちであります。そこには当然先人の苦勞があったのも、見過ごすことにはならないわけでございます。そういう意味で、高齢者や年配者に対する思いやりだとか、敬意の感謝の意が欠けていたということでもありますので、そのことについても市長の考え方をお聞かせを願えればありがたいと思います。

更に、公約実現のためにいろいろな政策が打ち出されております。そこで、士別市を子育て日本一のまちにする、そのための環境整備として、小学生以下の医療費を無料にするよう、更には中学生の入院時の助成措置を講じるとしております。そこで、過去2年間、これらの政策を実施するに当たって、無料化対象者の人数、更には金額はどの程度になるのか。そのことで日本一にふさわしい政策としての助成規模と言えるのか、お示しをいただきたいと思うのであります。

更に、これはいろいろな考え方があるんでしょうけれども、高校、大学の入学準備金の助成措置をとるとうたっておりますけれども、これらについてもどのような財政措置の中でやるのか、お伺いするところでございます。

このような新しい政策を実施することは、私は悪いことでなく批判するわけではございませんけれども、これらの政策については国や道の措置はなく、士別市単独の事業であるというふうに私は認識をしております。今進められている新総合計画を基本に社会の動きだとか、財政状況を踏まえながらこの施策を進めていくとされておりますけれども、確かな財源を確保する必要があるんでありますけれども、この財源の考え方をお聞かせ願いたいと思うのであります。

次に、開業医を誘致しますよ、そううたっている項目がございます。現在、士別市において市立病院の経営状況は、前段つくった病院マスタープランの計画どおり進められておりまして、いい方向に向かっているというふうに私は認識をしております。そういう意味で、開業医を誘致することについては、今いる市立病院の医師の負担軽減だとか、市民が病院を選べる選択の幅が広がるということについては、私はいいんだろうと思いますけれども、今の士別市の人口規模にあって、開業医が素早く開業できるのかどうなのか、その辺のこの話をなされた中でマニフェスト、政権公約をつくっているのかお知らせをいただきたいと思ひますし、それとあわせて先ほど言いました子育て日本一にするためには、開業医はいいんでありますけれども、誘致はいいんでありますけれども、今ある市立病院に小児科だとか産科が休止状態だとか委託してやられているんですけれども、私はそれと連動するのであれば、そちらのほうをやっぴりもう一回考える必要があるんでないだろうかということをおもうのでありますけれども、その辺のことについてのお聞かせをいただきたいと思ひます。

次に、農業問題についてでありますけれども、所信表明の基本的な中であって、市長は、我が士別市は基幹産業が農業ですよということを言われたので、私は安心をしております。しかし、今年度の作況については、夏場の日照不足、低温長雨で、特に麦と米の被害がすこぶる悪いという状況にあります。麦については製品化率50%そこそこでございますし、米については

まだ発表になっておりませんが、聞くところによれば、我が士別市においては62%前後という話を聞いていると。それだけ被害が甚大であります。

そんな中で、士別市農政対策協議会が、市長就任後早々に、市長に対しまして、これらの状況を十分認識してもらうための緊急要請をいたしました。そこで、私は市長として一定の理解を得たものと確信をしている一人でございます。農業はその年の気候変動によって、自然条件によって影響を受ける分が多いわけでありまして、今年度は非常に大きな収入減が免れない状況であります。農業者は、今、最後の農作業に当たっております。収穫後、11月半ば後半になれば、しっかりした被害状況の数字が出るわけでありまして、新市長の農業に対する初仕事がこの冷害対策ということになるんであるうと思っておりますけれども、農業者の多くは、市長がかかって、やっぱり我が士別市農業者は安心して農業の再生に取り組めるといふ、そういう施策を、もう既に考えていると思われておりますけれども、それらの具体策があればここでお知らせをいただきたいと思っております。

次に、上士別農地再編整備事業であります。

このことについては、我が士別市においては155億、来年度着工という内示を受けた大きなプロジェクト事業でございます。しかしながら国が政権交代をして事業の見直し、変更、凍結それがうたわれて、今、国民の多くが大きな不安を持っているわけでございますけれども、我が士別市においてもこの155億の事業を来年度実施するのかなのか。牧野市長も、市長就任早々、国にこの案件については要請をしているようでございますけれども、万が一事業の見直しだとか、延長等々が考えられるのかなのか、そのことについて最新情報という形の中でお示しをいただき、受益者農家の不安払拭に当たっていただきたい。そのことを申し上げ、今回の一般質問にかえさせていただきます。終わります。（降壇）

議長（岡田久俊君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） おはようございます。丹議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に、私からマニフェスト及び上士別国営農地再編整備事業に関する御質問について答弁を申し上げ、開業医の誘致・支援につきましては城守副市長から、作況対策につきましては相山副市長から、それぞれ答弁を申し上げます。

最初に、マニフェストを実施するに当たり、市職員の意思統一に関するお尋ねであります。

所信表明でも申し上げたとおり、私は、これまでの議員活動やこのたびの選挙を通じて多くの皆様とまちづくりに関する話し合いを行い、市民の願いや希望、悩みや苦しみなど、こうした声や思いを酌み取り、市政に反映すべきものとの考えに基づき、与えられた4年の任期の中で取り組む60項目の施策をマニフェストとして掲げたものであります。同時に新たな発想のもと、基幹産業である農林業や商工業などの経済を再生し、次代を担う子供たちの健やかな成長と地域医療や福祉を初めとした市民の暮らしの充実を図り、まちを元気にすることが何より重要であると考え、そのためには市議会の議決をいただいた士別市総合計画を基本とし、社会の動向や財政状況、政策の進捗度などを踏まえ、事業の再評価を行いながら、柔軟かつスピード

と実行力で、「やさしいまち」、「たくましいまち」そして「あたらしいまち」の実現を目指していくものであります。

このようにマニフェストに掲げた施策を着実に実施する上では、何といたってもすべての職員がしっかりと各施策の内容を把握した中で事業計画を樹立することが何より重要であります。このため各部局長を通じて所属職員に私のマニフェストを配付し、職員に共通理解を求めたところであります。更には今月8日、前市長からの事務引き継ぎ事項や、このマニフェストに関するヒアリングを実施した際、各部局長や政策担当次長も同席する中、各部局ごとに私のマニフェストに対する考え方を説明した上で、管理職や主査との意見交換を行いながら意思の統一に努めたところであります。特にマニフェストの中で各部局が連携し、横断的な検討を要する施策もありますので、過日、主幹職からなるプロジェクトチームを立ち上げ、まずは土別を子育て日本一のまちにする環境整備と、市民が主役のガラス張りの市政実現の2つのプロジェクトが円滑に推進できるよう検討作業に入っているところであります。

次に、市政運営の基本的な考え方の中に、高齢者へのいたわりが欠けているとのことではありますが、私の市政運営の基本的な考え方につきましてはさきにお答えしたとおりでありますがお話の高齢者へのいたわりといったことに関しましては、所信表明における「やさしいまち」を創造していく取り組みとなります。本市の高齢化率が30%を超え、約3人に1人は高齢者という状況にかんがみ、具体的には既に総合計画に計上されている各種高齢者対策に加え、新たに市内開業医の誘致対策を初め、特別養護老人ホームなどの入所待機者解消対策、公認パークゴルフ場の建設や家庭菜園つきの高齢者共同住宅の建設、更には地域担当職員制度や宅配行政サービスも実施するなど、高齢者に配慮した施策をマニフェストに盛り込んでいるところあります。今後、総合計画の22年度から24年度までの3カ年の実施計画についてローリングを行う予定でありますので、この中でこうした事業の位置づけを十分検討してまいりたいと考えております。いずれにしても今日の土別を築き上げてこられた高齢者を初めとする皆様が、住みなれた地域において健やかで安全・安心に暮らすことのできるよう力を注いでまいり所存であります。

次に、公約実現に向けての財源の捻出についてのお尋ねであります。

まず、土別を子育て日本一のまちにするための環境整備について、小学生以下の医療費無料化の助成規模についてであります。これまでは北海道の助成事業として、ゼロ歳から小学校入学までの入院・通院に対する乳幼児等医療費助成制度が実施され、平成20年10月からは小学生の入院が新たに助成対象となったところあります。過去2年間の助成対象者数は約2,100人、その助成額は4,600万円で、この2分の1が市の負担となるものであります。

そこで私がマニフェストに掲げた小学生以下の医療費無料化、中学生の入院助成に伴う市の新たな医療費負担額についてであります。これまで自己負担であった初診料、医療費の1割が新たに市の負担となるもので、20年度医療費の実績から試算すると、小学生以下の入院・通院などの自己負担額に対する助成で約900万円、小学生の通院や調剤及び中学生の入院にかか

わる医療費助成で約1,200万円となり、合わせて2,100万円程度と見込んでおります。

次に、高校、大学への入学準備金助成制度についてであります。

経済状態が回復しない中で、母子家庭などでは教育費の負担に耐え切れず、進学をあきらめざるを得ないといったお話も伺うところであり、特に入学金や制服等の準備には一時的に大きな負担が伴うことから、家計を大きく圧迫するところでもあります。こうした実態を踏まえ、ひとり親世帯を対象に、高校、大学の入学時に助成を行い、すべての子供が等しく教育を受けられるよう支援をしてみたいと考えており、現在、市の単独事業として実施している小学校入学の際の母子家庭等児童入学支度金給付事業と同じような制度を考えております。そういたしますと、対象者はおおむね各15名程度でありますので、今後、決定する助成額などにもよりますが、大きな財政負担とはならないものと考えております。

そこで、これらにかかわる財政確保についてであります。私が選挙を通じて市民の皆さんに訴えてきたマニフェストを実現するためには、これらのほかにも新たな財源を必要とする施策もあるところでもあります。中には単年度限りの財源を確保すれば実施できる施策あるいは継続的な財源確保をしなければならない施策もありますが、多くは発想の転換による事業の見直し、民間との連携、職員のサービス意識の向上などによって実現できるものと考えております。ただ、ただいま申し上げました小学生医療費無料化については多くの財源を要しますが、この土別市を元気にするためには、子供の健やかな成長が最も重要との思いから、他の財源確保とは考えを別に、市長、副市長の給与、退職金削減、副市長一人制による財源確保をしてみたいと考えたところでもあります。

現在、政策会議、各部局の主幹職によるプロジェクトチームでマニフェスト実現のための制度設計、必要な財源などについて検討いたしておりますが、並行して来月予定している総合計画の各部局のヒアリングを通じて事業の再構築を図り、更に22年度の予算編成においても市税、地方交付税の動向などを踏まえる中、事務事業の見直し、施策の優先順位を慎重に検討しながら、その他の財源を確保していく考えにあります。

次に、上士別地区国営農地再編整備事業にかかわってのお尋ねがございました。

この事業につきましては、本年度から8年間の事業実施地区として採択を受け、本年度は調査設計業務が実施されているところであり、来年度から平成28年度においては、区画整理事業を初めとする本格的な工事が実施されることになっております。

そこで本地区が本格的な事業の実施を迎えようとする中で、155億円となる事業費の見直しや事業期間の延長が行われるのではないかと御質問についてであります。現在、国のほうではさまざまな政策や事業の見直しが行われているところであり、受益農業者の方々から、少なからず不安との声が聞こえていたわけであり、このため、私は先般上京の際、池田副議長、山田、井上両議員、千葉商工会議所会頭とともに、佐々木隆博農林水産大臣政務官にお会いし、本事業が本市農業農村の活性化を図る上で必要な事業であり、計画どおりの実施が不可欠である旨を強く要請しましたところ、責任を持って全力で努力するとの決意をいただいたところで

あります。その後も綿密な連携を図り、去る10月15日には農林水産副大臣より、本地区の平成22年度予算概要要求額15億円の審査を終えて、農林水産省から財務省に対して同額で予算要求された旨の報告を、北海道開発局を通じて受けたところであります。したがいまして、順調に行けば、12月下旬には区画整理面積約78ヘクタール分に相当する事業予算が当初の計画どおり内示されるものと考えております。

また、本年度において既に事業着手となった地区でありますことから、後年度の事業につきましても計画どおり進んでいくことは間違いのないものと確信をいたしております。しかしながら、8年間というような長期間に及ぶ事業であり、また道内ではこの事業を既に実施中の市町村が本市を含めて6市町村、更には現在調査期間中の市町村が6市町村あり、これらの12市町村が事業の円滑な実施と連絡調整を目的として、北海道国営農地再編整備事業推進連絡協議会を組織しておりますことから、来月の中旬には各地区における事業を計画どおりに実施する旨、農林水産大臣、国土交通大臣、北海道選出国會議員に対し、いま一度要請を行うものであります。私もその一員として参加する予定でありますので、各地区の首長とともに、更にこのことを強く訴えてまいりたいと存じます。

以上申し上げまして、私からの御答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 城守副市長。

副市長（城守正廣君）（登壇） 私から、開業医の誘致・支援の具体的な動きについてのお尋ねにお答えをいたします。

地域医療につきましても、かかりつけ医療としての役割を担う1次医療の開業医など比較的専門性の高い領域も含めた2次医療の病院、更に最先端の医療技術を提供できる大学附属病院などの3次医療が有機的に連携し、それぞれが機能を発揮することで医療体制が構築され、このことにより市民の健康と命が守られているところであります。

そこで、開業医の誘致について賛同する医院があるのかとのことについてであります。今日的な医師の都市への集中など地方の医師不足が深刻化している中で、本市の医療は市立病院を中心として開業医、市立病院の9カ所の医療機関で担われておりますが、こうした問題は本市も同様で、加えて現在開業中の医師の高齢化などから、特に今後、この開業医の減少が懸念されているところであります。

更に市立病院につきましても、現在、一部の診療科については、1次医療と2次医療を兼ねた診療形態となっており、このため医師の加重労働が心配されているところでもあります。このため1次医療を担い市民の日常的な診療や健康管理などを行う身近なかかりつけ医としての開業医の定着化が極めて重要なこととなっております。

したがいまして、本市で新たに開業していただくためには、その環境整備が何よりも重要なことであることから、さまざまな角度から医師誘致にかかわっての情報収集に努めるとともに、既に開業医誘致制度などの取り組みを実施し、一定の成果を上げている市町村もありますので、こうした先進的な取り組み内容を調査研究し、開業医支援のための助成事業などにつ

いて早急に検討し、開業医の誘致に向け鋭意対応してまいりたいと存じます。

なお、市立病院の産科、小児科につきましては、特に医師不足が言われている診療科でありますだけに、医師不足は大変難しい状況にあります。しかしながら市民の望む大切なものでございますので、名寄市立病院との連携や医科大学への要請等今後も努力してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 相山副市長。

副市長（相山佳則君）（登壇） 私から、今年度の作況対策についてお答えいたします。

今年の作柄状況は、さきの行政報告にもありましたが、7月に入ってから長雨、低温、更には日照不足などから、作物全体としての生育は平年に比べ大幅なおくれとなったことから、基幹作物であります水稻を初め、麦、小豆などの畑作物においても収量や品質が大きく低下し、農家経営にとっては大変厳しい状況となりました。生産者の方々が春先から懸命に努力されてきたにもかかわらず、結果として御苦労が報われない状況になったことはまことに残念に思うところであります。

特に水稻につきましては、7月の低温と日照不足が幼穂形成に大きく影響し出穂期が平年よりおくれたため、水稻に被害が集中した状況となっております。この結果、不稔粒が平年を大きく上回って発生しましたことから、圃場によってばらつきが見られますものの、反収は先ほど丹議員から62%というお話ございましたが、5俵程度にとどまるものと考えております。

また、今年被害に遭われた方々の実質的な損失額につきましては、この後共済金で手当てされる額の確定を待たなければならないところでもありますが、この共済金が支払われることにより農家経済に与える影響が少しでも軽減されるよう願っているところであります。

そこで、お尋ねの支援策についてであります。今年の農業被害は圃場格差や地域格差が大きく、農家経済に及ぶ影響についても個人差が大きいものと考えられることなどから、今後におきましては品質や収量、市場価格の調整、共済金の支払いなど、さまざまな状況を踏まえながら各関係機関との連携、更には近隣町など広域的な対応も視野に入れ支援策を検討してまいりたいと存じます。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 2番 出合孝司議員。

2番（出合孝司君）（登壇） 平成21年第3回定例会に当たりまして、さきに通知した事項について一般質問をいたしたいと思っております。

まず最初に、牧野新市長、御当選おめでとうございます。心よりお祝いを申し上げますとともに、今後の士別市のまちづくりに全力を挙げていただきますようお願い申し上げます。

市長に就任されて約1月経過するわけですが、この間、先ほどのお話にもありまして、全職員にマニフェストを配付され、その実現に向けた指示をされたということであり

ます。市長の方針を全職員が把握をし、一丸となって行政を進めるということは、いまだかつてないことでありまして、非常にすばらしいことだなというふうに思っています。

ただ、聞くところによれば、臨時職員やパート職員といった職員の一部には配付されていない部署もあるようでございます。これらの方々も行政を担うわけでございますので、すべての部署に行き渡るようにしていただくとともに、多くの市民の方々と議論、協議をする中で、それこそ牧野市長のスローガンであります、まちを元気にするために頑張ってくださいたいことを申し上げましてから、質問に入らせていただきます。

私からは、市長の所信表明に掲げる子育て日本一のまちにするための環境整備のうち、3点について質問をさせていただきたいと思えます。

まず1点目は、組織機構を見直しての子育て応援室の設置についてであります。

子育てに係る当面の施策を見ても、その業務は、保健福祉部、市民部、教育委員会、経済部など多岐の部局にわたっております。それらを統括する部局の設置というのは、私も必要不可欠のものであるというふうに考えております。ましてや子育て日本一のまちという大きな目標を達成するためには、専門的な知識はもちろん情報の収集、発信、また市民に対する窓口の一本化を図るとともに、全市民が地域全体で子供を育てていくという意識の醸成を図っていかねばならないと考えております。

そこで、この子育て応援室のあり方についてであります。

今申し上げたとおり、子育てに関する施策は多岐にわたっており、また、全市民を巻き込んだ取り組みが求められるわけありますから、私は、新たに設置される子育て応援室は、市長の直属の特命的な部署として位置づけ、全庁を網羅する組織とすべきというふうに考えていますが、市長はどのような組織機構を考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

2点目は、放課後子どもプランの策定についてであります。

この施策は、国の補助事業である放課後子どもプランの導入を図るものと理解をしておりますが、この事業の導入についてお伺いしたいと思います。

放課後子どもプランは、文部科学省が所管する放課後子ども教室と、厚生労働省が所管する放課後児童クラブの2つの制度で成り立っておりますが、放課後児童クラブについては、既に本市において児童館という形で運営されておりますけれども、現状では市内の3児童館とも定員を大幅に超える児童の登録、利用者数となっているというふうに聞いております。

そこで、新たに策定をする放課後子どもプランについての考え方ではありますが、私は、放課後子ども教室の導入を図るためだけの策定ではなく、児童館の増設、増築も含め、放課後児童クラブの充実も視野に入れながら、両制度の一体的あるいは連携して実施をすべきというふうに考えますが、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

次に、放課後子ども教室の導入に当たって危惧する事項や要望を申し上げておきたいと思えます。

1つ目は、補助事業の実績づくりのための運営であってはならないということでございます。

補助事業は、どうしても結果としてその実績が求められるわけではありますが、実績を上げるために半ば強制的な参加を求めることがあってはならないというふうに考えております。

2つ目は、学習塾化してはならないということでもあります。放課後子ども教室の運営に当たって、得てして学習テキスト等を用いた安易な教室となってしまうがちだというふうに考えております。遊び、体験、交流といった幅広いプログラムを取り入れ、本当の意味での子育てを目指していただきたいというふうに考えております。

3つ目は、専門家の育成であります。この制度の運営に当たっては、安全管理員、学習アドバイザー、専任指導員、コーディネーターの配置が必要となってまいります。責任ある運営をするためにも、専門職の育成をしなければなりません。これらのほかにもさまざまなことが考えられますが、いずれにしてもこの制度の導入に当たっては、利用する児童、親そして地域が一体となった取り組みが必要と考えられますので、十分協議をし、実効ある制度となるように要望をいたしたいと思っております。

3点目は、子育て支援パスポートの事業についてであります。

北海道の事業の中に、どさんこ・子育て特典制度という同様の制度が、事業がございます。今回の本市のこの施策は、北海道の制度を導入することを視野に入れたものなのか、また、本市独自の制度を考えているのかについてお伺いをしたいと思います。

私は、道の事業を導入した上で、更に土別市独自の上乗せ施策を実施すべきと考えております。その独自施策の一つは、対象世帯の範囲拡大であります。北海道の制度では、小学生までの子供がいる世帯が対象となっておりますが、その範囲をせめて中学生まで拡大し、より多くの世帯で利用できるようにすべきだというふうに考えております。

2つ目は、協賛していただける企業、商店に対する何らかの助成あるいは特典制度の導入でございます。北海道のどさんこ・子育て特典制度の道内における導入状況でございますが、本年9月現在で、全37市町村、上川管内では2つの市町にとどまっております。それだけでなくも厳しい経営を余儀なくされている企業、商店にとって、この事業に参加することにより商品の割引等のサービスの提供が発生するわけありますので、心の中では協力したいと思いつつも、現実問題としてはなかなか参加に踏み切れない状況も考えられるというふうに思います。より多くの方々に参加をしていただくためにも、何らかの助成、特典制度を導入すべきと考えます。より多くの子育て世代が利用でき、より多くの企業、商店が参加することは、それこそラブ土別・バイ土別の運動の進展につながるものと考えております。ぜひこれらのことを検討し、制度の導入を図っていただきたいと思っております。

最後になりますが、子供を育てる取り組みは、児童、親そして地域が一体となって取り組まなければなりません。多くの市民との協議、検討を重ね、形だけの制度ではなく、血の通った実効性のある各施策の実現を図っていただくことを要望しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

以上でございます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 出合議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に、私から、子育て応援室及び子育て支援パスポートに関する御質問について答弁を申し上げ、放課後子どもプランの策定につきましては教育委員会から答弁を申し上げます。

冒頭にmanifestoの配付の問題について御提言がございました。先ほど丹議員の御質問に答えたとおり全職員にmanifesto配付をいたしまして、そのmanifesto実現に向けて今意見交換をしているところでありますが、多くいらっしゃる臨時職員等々についても配付すべきとお話でありまして、今、配付に向けて準備中であることを冒頭申し上げておきたいと思っております。

そこで、子育て応援室の設置についてであります。

本市の出生数は全国と同様に減少傾向で推移し、こうした少子化の流れは地域社会や経済の活性化に大きな影響を及ぼすことが懸念されております。こうしたことから、所信表明でも申し上げましたが、子育て家庭が安心して子供を産み、育てることのできる環境づくりが何よりも重要となっており、このためにはすべての子育て世帯に対して、生まれてから大人になるまで切れ目のない継続した保育や福祉、更には教育、健康面など総合的な支援が強く求められております。

そこで、こうした各種支援策を推進する、（仮称）子育て応援室設置についてであります。現状の本市の子育てにかかわる業務については、乳幼児等児童の保育や家庭相談、健康診査、更には障害児及びひとり親対策などは保健福祉部が担っており、医療費支援については市民部、更に幼稚園や放課後の小学生の交流体験活動を推進する地域子ども教室等は教育委員会が担当いたしております。これら業務の推進については、特にかかわりのある事業等について逐次各部横断的に協力連携し、対応いたしているところでありますが、子育て応援室を新たに設置することにより、このような各部に分散している多岐にわたる業務を集積でき、これまでも増して事業制度等業務間の円滑な連携強化が図られるとともに、専門的な知識、ノウハウ、機能が拡大し、そのことで子供の成長段階に応じ、総合的かつ一貫した子育て対策をつぶさに提供することができますことから、市民サービス向上に大きく寄与するものと考えております。

なお、子育て応援室の組織機構につきましては、現在、部内の組織として位置づけを考えておりますが、今後、各部から集約する業務内容、新対策等の企画立案、推進体制などとあわせ、既に庁内に設置したプロジェクトチームにより早急に検討し、機動性に富んだ子育て応援室の設置に向け努めてまいります。

次に、子育て支援パスポート事業についてのお尋ねがございました。

まず初めに、本事業については、地域の商店街等が、小学生までの子供がいる世帯に対し、商品の割引などの特典サービスを提供し、子育て家庭を支援する北海道のどさんこ・子育て特典制度を導入するのか、あるいは本市独自の制度として考えているのかのことについてであります。子育て支援パスポート事業については、今日、子供と一緒に地域で買い物や食事など

を行うことにより親子の触れ合いの機会を確保するとともに、子育て世帯が買い物等の際に商店等から割引などのサービスを受けることで、地域と顔の見える心の通った関係を構築し、地域全体で子育て世帯を支援することを目的として実施いたそうとするものであります。

このように本事業の趣旨につきましては、どさんこ・子育て特典制度と同様のものと考えておりますことから、基本的には道の事業を活用し、パスポートの発行や協賛店等の登録、ステッカー等の作成、更には取り組みの周知等について道の支援を受け、対応いたしてまいりたいと考えております。

また、本事業の対象となる子育て世帯の範囲につきましては、より多くの子育て世帯を支援するため、現段階では中学生までの子供のいる子育て世帯までに対象を拡大して取り組む計画をいたしているところであります。

次に、協賛店等への助成特典制度の導入についてであります。参加、協力いただく商店、事業所等につきましては、日常よりイベントや割引制度などさまざまな形でサービスを消費者に提供し、集客強化に営業努力されておりますことから、新たに本事業への協賛店として参加いたすとなりますと更に負担も伴いますので、市独自の助成等どのような形の支援が可能となるのか十分検討し、子育て家庭への支援と商店街等の活性化に努めてまいります。

以上申し上げてまいりましたように、私は土別を子育て日本一のまちにすることをマニフェストに掲げておりますので、今後、市民や各関係団体等と十分連携をとり、効果的で市民ニーズに応じたさまざまな子育て支援策を計画的に推進することで、その実現に向け対応してまいりたいと存じます。

以上申し上げまして、私からの答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 安川教育長。

教育長（安川登志男君）（登壇） 放課後子どもプランの取り組みにつきましては、私から御答弁申し上げます。

まず、厚生労働省の放課後児童クラブは、保護者が仕事等により昼間家庭にいないおおむね10歳未満の児童に、適切な遊び及び生活の場を提供するものであり、文部科学省の放課後子ども教室は、すべての子供を対象に地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ、文化活動等の取り組みを推進しようとするものであります。放課後子どもプランは、この2事業を一体的あるいは連携して実施するものとして、平成19年度よりスタートしたものであります。

そこで、土別市における取り組みであります。従来より保健福祉部で実施しております放課後児童クラブに加えて、小学校の余裕教室を活用して、スポーツ文化活動、地域住民との交流活動を行う放課後子ども教室を、平成22年度中に開設いたしたいと考えております。この取り組みに当たっては、児童館が飽和状態にあることも考慮し、児童センター構想との整合性を図りながら地域の特性を生かした取り組みにしてまいりたいと考えております。

次に、議員が危惧されております3点についてお答えいたします。

1つ目の、実績づくりのための運営であってはならないということにつきましては、子供た

ちが安全で安心して健やかに育つことを目指すこの事業の趣旨に基づき、児童及び父母の自主的な参加を大前提として運営していく考えであります。

2つ目の、学習塾化の危惧であります。この事業の背景の一つには、学力の低下への対応ということがあるのは御承知のとおりであります。土別市においては健やかな成長を願う観点から、遊びやスポーツ、文化活動、交流活動などを中心に実施してまいりたいと考えているところであります。

3つ目の、専門職の育成であります。この事業の実施に当たっては、直接児童と接するコーディネーター、安全管理員、学習アドバイザーが重要な役割を持つものでありますので、人材の発掘に努めるとともに、各種研修機会への参加を通じて資質の向上に努めてまいりたいと考えております。また、放課後子ども教室の実施に当たっては、学校の余裕教室等を活用することになりますので、学校運営に影響が出ないよう配慮することも必要になってまいりますし、子供たちにとって有意義な事業となるよう取り進めてまいりたいと存じます。

以上申し上げまして、御答弁いたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 11番 遠山昭二議員。

11番（遠山昭二君）（登壇） 2009年第3回定例会に当たり、さきに通告してあります高齢者の医療について質問してまいります。

高齢化社会がいよいよ本格化し、各界からそれぞれ対策、構想を掲げて盛んに論じられている。そこで、安心して高齢者が住みよいまちづくりとは何かをお聞きしたい。

これから老人対策は、公的な行政サービスと自己の自助努力、元気な老人と病弱、介護を必要とする老人、ひとり暮らしの老人などに区分し、きめ細やかな対策が必要である。人間はだれでも老人になり、これからは遺伝学的に生物が成長して、最後に訪れることは決して他人事ではなく、自分のことである。昔の家族制度は崩壊し、近代化社会となり、核家族、少子化、共稼ぎ等社会が大きく変化し、幾多の問題を抱える中であって、高齢化社会がどう進化し、ひとりの人間としてどうかかわりを持つべきか。

21世紀前半には4人に1人が老人になり、いわば老人のまちとなり、子供は金の卵となろう。まず、定年退職した後の人生観に何をなすべきか、退職前から見通しを立てて生活設計を立てる必要があると思う。自分の趣味や技能を生かす者、再就職を希望しているが、何らかの対策が必要と言われる。かつて見られるシルバー人材センターの充実強化も重要となっている。これまでの技能的経験を生かし、弱い老人、3人寄れば一人前の労働力を持っている。企業、民間団体の協力を得て、賃金は低い、元気な老人にとって暇は最敵であり、健康を害し、痴呆症に結びつくことになる。

また、老人の豊富な経験を小・中学校の課外教育に活用し、交流を深めることも重要ではないか。今日の学校におけるいじめ、暴力事件も不十分な家庭教育、同じ教師の顔ぶれに生徒が疎外感をさそってはいないか。週1時間でもよい、変わった老人講師が昔話、昔の苦労話、技術的指導等を通して人生観を教示することが、成長盛りの生徒に好感を抱かせると思う。老人

と子供と一緒に自由に野菜等を植え、楽しく語り合い生産することも生きがいにつながると思う。

これまでの老人福祉は、病弱、介護老人等の医療、施設援助を中心に対策を講じられてきたが、これらとともに大勢の元気で老人らしくない老人の生きがいを、もっと真剣に論ずるべきではないか。これをなくして高齢化社会の問題、理想郷は実現しないでしょう。福祉には多額の費用がかかり、公的サービスに限界も考えられる。これを補うのは、みんなが互いに支え合い助け合う心以外にないと思う。

人と人とのすき間は大きくなり、利己的な考えを持つ人が多い社会に変わり、これではいかに施設をつくっても本物の福祉は育たない。他人の痛みがわかり、思いやりの心、支え、助け合うまちづくりにしなければならない。大人も子供もできることなら実践し、その積み重ねでこうした心を持った人々を育てていかなければならないと思う。2020年に、国民4人に1人、65歳以上の老人社会となるといっても、だれも高齢化社会、どんな社会を言うか、予想できない今日、まちを歩く人々、近隣社会を見ても、じわじわと高齢化社会、目の前に迫っていることはよくわかる。

高齢者の介護、生活支援のための食事の配給、健康相談、身の回りなどの全般にわたり活動し、自治会を初め行政と密接な連携を持ちながら、一つの地域の社会組織体と老若男女のすべての世代が参加し、多様な家族が混住する社会となろう。いわば向こう三軒両隣が、何かにつけ協力し合う近隣家族をつくり上げることに期待を寄せたい。これは地域の人々が自らの手で構想をつくり上げ、そこに住みたいと考えるロマンチスト、人が豊かな構造の高齢化社会が開かれる。

これまでの老人福祉は、国から指示、通達等の上位下達で行われてきたが、これからは老人の心をとらえた創意工夫の下位上達のきめ細やかな対策が必要だと思う。

それらのために、サービスを受けながら自立豊かな老後を送る自助の心、受ける福祉からみんなで考える助け合う福祉、必要最小限の公助、この3つの補完をし合い、老人の住みよいまちづくりが必要だと、私は思います。

市長も、子育て日本一のまちで小学生以下の医療費無料化ならば、先人たちのこれまでの特に努力を積み重ねてきた70歳以上の方に対し医療費の無料化とすべく、この1点に絞ってお伺いしますので、御答弁をいただきたいと思います。

ひとり暮らしの老人対策について、次に。

人間の人生とは何か。一口に言って働くことと食べることの繰り返しである。働くことは生涯活動であり、職業に従事し、食べるために必要な所得を得る。食べることは働くのに必要なエネルギーを得るためでもある。これらの繰り返しを反復し、継続し、他人に頼らないことを一人前の人間だと言い、これが基本条件ではないか。

現在、人生80年の生涯。この条件を満たす期間は約40年間にすぎない。人生の最初の幼少、青年期の約20年間で最後の定年退職の20年間の高齢者は、それぞれ他人に依存せざるを得ない。しかし、高齢者になっても人間の本能として、家族から粗大ごみと言われぬよう自立し、元

気で死の直前まで働きたい。他人に余り迷惑をかけず美しく生きたい。身の生活の生活を自力で行うことを長寿社会の鏡としたいものである。

急速な高齢化社会の進展で、配偶者や親族、その他のだれとも居住、生計をともしない老人単身世帯が目立っている。

我が国は古来から直系家族の同居が一般的で、ひとり暮らし老人は極めて少なかった。しかし、戦後核家族の進行で、親は親、子供は子供という風潮が強まり、次第にその数が増加している。

ひとり暮らしの老人は、昭和45年には高齢者世帯のうち6.7%、40万世帯。これが昭和60年に12.4%、115万世帯。平成7年には23.6%、212万世帯。今日では高齢者4世帯のうち1世帯はひとり暮らし老人と聞く。性別は、女性が82.0%に対し男性は18.0%、圧倒的に女性のひとり暮らしが多い。当市は、今日はどうかお伺いしたい。

女性は単身になっても周囲の支えをうまく受け入れ、家事、洗濯などの日常生活を自立し暮らせるが、男性は日常生活すべてを身につけることもなく、ガスコンロや洗濯機をうまく使えないなど、かなりの不自由な孤独な生活を余儀なくされている。これまでの生涯を働き続けた老人は、複雑な環境の中にあって、暮らしに心配のない心豊かな人、年金生活でやっている人、家事のできない人、病気や精神的不安定で孤立化している人、余り隣人と交際のない人、援助や世話、介護に期待のできない人など、さまざまな境遇を余儀なくされている。今は健康であるが、この先はどうか。日本の場合、家を家族だけの住居にしている閉塞的な考えが強いと思う。当市のひとり暮らしの老人対策をお聞きして、私の一般質問を終わります。（降壇）

議長（岡田久俊君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 遠山議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に私から、高齢者の医療費について答弁を申し上げ、ひとり暮らしの老人対策につきましては保健福祉部長から答弁を申し上げます。

まず、本格化する高齢化社会で安心して高齢者が住みよいまちづくりに関し、高齢者の医療費についてのお尋ねでございます。

議員お話のとおり、これからの高齢者対策には公的サービスや高齢者御自身の活動等、きめ細かな対策が必要であると認識をいたしているところであります。私もまちづくりにたゆみない努力をしていただきました皆さんが、住みなれた地域におきまして安心して暮らすことのできる社会を構築していくことを目指しているところでございます。

このため「やさしいまち」の創造に向けた取り組みとして、高齢者の社会参加が促進される福祉のまちづくり条例に基づいた施策を進め、相談体制の充実、公認パークゴルフ場建設や健康づくりの推進などで、高齢者の生きがい対策や健康づくりを初めとする各種の取り組みを実施しようとしているところでございます。

そこで、70歳以上の高齢者にも医療費の無料化をとのことでございますが、国は長年にわたって家族や社会のために尽くしてこられた高齢者の方々が安心して医療を受けられるよう、昭

和48年に老人医療費を無料化したところでありますが、その後、急速な高齢者人口の増加に伴い、高齢者の医療費が急激に伸びたため、58年1月をもって老人医療費の無料化が終了したところでもあります。老人医療費はその後伸び続け、平成15年度では国民医療費約31兆5,000億円のうち約11兆7,000億円が老人医療費で占められ、国民医療費で占める割合は37%となっており、平成5年度では30.6%でありましたことから、10年間で6ポイント以上増加となっており、更に国の推計で37年には30兆円にもなると見込まれているところでございます。

このようなことから、超高齢化社会を展望した新たな医療保険制度を実現するため、20年度からは後期高齢者医療制度が開始されましたが、制度上のさまざまな問題が提起されたため、国は24年度で廃止するとし、新たな制度が検討されることになったところでもあります。新しい制度につきましては、高齢者の方々の医療費個人負担額がどうなるのかは、今後、国の動きを見ていかなければなりません。現行の後期医療制度における75歳以上の本市被保険者の自己負担額を見ますと、20年4月から21年2月までの11カ月期間で約3億800万円となっており、70歳以上の方々の医療費個人負担分を無料化した場合には、市の負担は更に高額となることが予想され、また、市負担に対する財源補てんもありませんことから、現時点での無料化は難しいものと思っております。

高齢者の医療費は今後とも増加することが見込まれる中、新しい老人医療制度が構築されることになっておりますので、まずは国が高齢者の方々や各方面の声をお聞きいただき、自治体ごとに不平、不公平感がなく、安心して医療が受けられるような体制となるよう願っているところであります。

以上申し上げまして、私からの御答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 織田保健福祉部長。

保健福祉部長（織田 勝君）（登壇） 私から、ひとり暮らし老人対策についてお答えをいたします。

まず初めに、本市におけるひとり暮らし老人の状況についてであります。本年9月末現在の住民基本台帳では、高齢者世帯数は3,184世帯で、そのうち1,717世帯がひとり暮らし老人となっており、高齢者世帯の約半数を占めております。また、このひとり暮らし老人のうち男性は397世帯で約23%、女性は1,320世帯で約77%と、圧倒的に女性が多い、女性の世帯が多いところとなっております。

そこで、このひとり暮らし老人に対する支援策についてであります。本市のひとり暮らし老人の生活実態につきましては、遠山議員のお話と同様に、平成20年に士別市高齢者福祉介護保険事業計画策定のため実施いたしました高齢者アンケート結果からも、高齢などにより健康や経済面に不安を抱いている、家に閉じこもりがちで孤立している、更には食事、掃除等の日常生活に不自由を感じているなどと答えた方が少なくなく、その取り巻く環境は大変厳しい状況となっております。

このため、こうした調査結果を踏まえ、対応策といたしまして、まずは高齢者の総合相談窓

口としての地域包括支援センターや在宅介護支援センターが中心となって、老人個々が必要とする具体的な支援策を把握する中で、それに応じて買い物、食事、洗濯、更には除雪等の日常生活を支援するホームヘルプサービスと、配食及び除雪サービス事業を実施いたしております。更に趣味やレクリエーション、入浴などを通じて、健康と生活機能の充実を図るとともに、生きがいをはぐくむデイサービスに加え、突発的な病気、火災、事故等緊急時の救急活動を迅速に行うための緊急通報サービス事業等について推進いたしているところであります。今後におきましては、これらの各種対策について引き続き実施するとともに、とりわけひとり暮らし老人への訪問活動や声かけ等での安否確認とともに、人と人の温かな触れ合いと交流を行う孤立化防止対策等としての福祉パトロール事業につきまして、社会福祉協議会、民生委員、自治会等とのなお一層の協力、連携のもと、その充実強化に努めることで、ひとり暮らし老人が住みなれた地域において安心・安全で尊厳のある生活が持続できるよう、この対応に当たってまいります。

以上申し上げ、御答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 13番 谷口隆徳議員。

13番（谷口隆徳君）（登壇） 2009年第3回定例会に当たり、通告に従い一般質問をいたします。

市政運営についてお伺いをいたします。

このたびの市長選挙において、大変厳しい選挙の中当選され、市長に就任されましたこと、まず、お祝い申し上げます。土別市のトップリーダーとして、住民・市民が安心・安全に暮らせるまちづくりのため、しっかりと取り組んでいただけるものと御期待を申し上げます。

去る13日開会の議会において、新市長として市政の運営について所信を表明されました。その基本姿勢として、市民が主役のまちづくりを進めるとされ、対話を基本に調和と市民の輪を重んじていくこととしたいと表明されました。

そこでお尋ねいたしますが、所信の中でマニフェストを実現するため、土別市総合計画を基本に社会の動向や財政状況などを踏まえ、事業の再評価を行うとともに、市民の意見や提言に耳を傾けて、柔軟かつスピードと実行力で「やさしいまち」、「たくましいまち」、「あたらしいまち」の実現に向けて努力するとあります。既に策定されております総合計画では、市民の力で自立したまちを築く仕組みづくり、ぬくもりで支え合うすこやかな地域づくり、個性と活みなぎる産業と交流の場づくり、安らぎと潤いあふれる生活環境づくり、心の豊かさで生きる力をはぐくむ人づくりとあり、諸事業の推進を図っていくこととしております。マニフェスト実現のために事業の再評価を行うとありますが、現総合計画の事業変更や優先順位の変更など、再評価についての基本的考え方及び方針についてお伺いをいたします。

また、市政運営については、政策を個別的に年次ごとの実施や任期中の取り組み実施に区分けされております。年度を設定しての施策は、今後、情報公開により進捗状況、進行過程、会議の公開更には達成・未達成をわかりやすく提示されるものと思われまことから、市民に対

して開かれた市政として大変重要なことであると考えます。議会としてもこれからの市長の施策については、財政・財源の問題や費用対効果、更には優先順位など、財政再建自治体に陥らないよう市民の目線でしっかりと取り組んでいかなければならない大きな役割を担っていることを改めて感じているところであります。

特に市長が市民に約束をした公約で、21年度の実施についての項目が幾つか提示されたわけではありますが、あと6カ月を切った状況の中でこれらをいかに進めていくのか。実施期間や、政権交代による地方自治体への財源や事業中止など等の問題等のマニフェスト実施に伴って、既存の市民にかかわる施策が縮小や廃止になるのではないかと、いささか心配の声を聞いているところでありまして、今後、新市長として新たな視点、角度から市政を運営されると思いますが、前市政とはどのような違いがあり、また、違いを発揮していくのかお伺いをいたします。

更に所信にもありましたが、今後の牧野市政の目指すものについて、重ねてお伺いをいたします。

次に、牧野市政に対して市民が実施を期待している幾つかの項目についてお伺いをいたします。

食育推進計画及び地場農畜産物を活用するふるさと給食実施の具体的内容についてお伺いをいたします。

この食育基本計画及び推進計画の策定は、食の重要性を市民に認識させるとともに、今後の食料問題や健康維持、農業の問題、食を通じての伝統文化など、地方のあり方、更には国のあり方にかかる大変重要な指針を定めるものであります。近年、健全な食生活が失われつつあり、食をめぐる安全性や食文化の継承など、大変憂慮する現状にありますことから、計画の策定が待たれるところであります。既に近隣の名寄、旭川、中川町も既に策定している状況であり、本市においても21年度中に基本計画及び推進計画が策定されることとなっておりますが、その進捗状況と計画策定における今後の基本的取り組み、内容及び今後の展開についてお伺いをいたします。

更に食育の推進の基本的な方針として、子供の食育における保護者や教育関係者の役割も大きくなっていくことから、子供が楽しく食を学ぶための取り組みとして、ふるさと給食の実施は、地域の食文化や環境などを学ぶ上で一つの要素であり、このたびのふるさと給食は地場の畜産物の活用を最優先するという事で、地産地消の上からもぜひ取り入れ、実施していただきたいと考えます。以前は、地場産品は仕入れ価格が高く、給食費の値上げにつながるという懸念もありましたが、値上げにつながらないのかどうなのか、また、どのような基準で活用していくのか、お伺いをいたします。

次に、こども夢トークの開催についてであります。

こども夢トークの開催については、21年度中に開催するとマニフェストにあります。小・中学生の子供たちに夢を話してもらい、その新鮮なアイデアを取り入れるということですが、単なるパフォーマンスや夢に終わることなく、実効性のあるものになるよう期待いたします。

いと思いますが、いつどこでどのようなテーマ内容で開催するのか、また、その集約されたものを取り入れるための手法について考え方を伺いたします。

次に、有害鳥獣被害の対策について伺いをいたします。

従前よりこの問題は議会において質問されているところではありますが、なかなかいい手だてが見つからないのが実情であります。山間地域の農業者の大きな悩みとなっているものであります。農作物に大きな被害や、交通事故や障害などをもたらしている動物は主にエゾシカですが、そのほかクマ、キツネ、ネズミなどの作物への被害は年々増加拡大傾向にあり、山間地域の農家にとっては経済的に大きな被害をこうむっているのが現状であります。去る14日の報道によりますと、シカが高速道路に侵入し、道路が閉鎖になるという事態も起きておりますし、年間シカなどによる車両事故も起こっており、幸い人身事故の重大な事態にはなっておりませんが、その対応が迫られているところでもあります。現状の対策では捕獲がなかなか進まず、防御体制も確実な手がなく、繁殖を思うがままにしている状況であります。その上、温暖化により積雪が少ないことにより移動がしやすいこと、山林の手入れが不備で食料が不足し、畑などに侵入すること、高齢化により捕獲する人が減少したことなど、増加の原因に対応できない状況であると聞いております。ある程度の対策は講じられておりますが、決め手を欠いているのが現状であります。これらは本市のみならず道及び直接森林を管理している営林署や民間組織などとの連携も必要であり、年間を通じて広域な対策を図るべきであります。

この対策として、ハンターの免許取得を支援とありますが、士別地域における免許の取得者の人数及び昨年度の捕獲件数と被害額について伺いをし、更にどのような支援策を考えておられるのか、伺いをいたします。

更に、捕獲奨励補助金制度の創設とありますが、どのような対象動物とするのか。制度創設に当たり、今後、山間地域の免許取得者及び農業従事者などの意見を聴取する協議機関などを設置する考えがあるのか、伺いをいたします。被害を少なくするために、緊急かつ実効性のある対策、制度の設置を講じていただきたいと考えます。また、交通事故対策としても重要な問題でありますので、お考えをお尋ねいたします。

最後に、後継者及び配偶者の確保対策についてであります。

この後継者及び配偶者の確保については、農業の後継者、配偶者だけの対応でなく、各分野の後継者、配偶者対策として考えていくべきであり、少子化の現状にあって将来的展望に立った重要かつ緊急の課題として対応しなければならないものだと思います。結婚年齢の高年齢化、少子化、若年層の流出、更には経済、雇用、福祉、医療の充実、流通、交通問題など、多くの条件などに左右されることや、人と人とのかかわり、個々人の事情などに踏み込んでいかなければならない難しい取り組みではありますが、このたび市長が公約の一つに上げられ、実現に向けて積極的に取り組まれることに対して大きな期待を持つものであります。

事業や家業を基盤とした人の継承は、地域を支えていく大きな要素、基礎でもあります。地域の活動、活性化となる原動力であります。そして配偶者を迎え、子供を育てていくことは、

世代間をスムーズに移行させていくことになり、地域にとって望ましい姿であります。

既に以前にも実施されておりました結婚相談など、相談員という世話役を委嘱しての取り組みは余り成果が上がらず廃止され、役割を終えておりますが、このたびの施策は相当大胆に行政の枠を超えた中での取り組みは、婚活の支援など後継者づくりあるいは配偶者のきっかけづくりをしていかなければならないと思いますが、新市長のもとで今までの発想の転換を図り、より前進する施策を期待するものでありますが、21年度中とありますが、具体的にどのような施策を考えておられるのかお伺いをいたし、一般質問を終わります。（降壇）

議長（岡田久俊君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 谷口議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に、私から市政運営の基本的な考え方及びこども夢トークに関する御質問について答弁を申し上げ、「たくましいまち」の創造につきましては相山副市長から、「あたらしいまち」の創造につきましては総務部長及び教育委員会から、それぞれ答弁を申し上げます。

まず、マニフェスト実現のため事業の再評価をどのように行うのかといったお尋ねであります。

マニフェストに掲げた60項目については、今年度から実施する施策または4年の任期の中で取り組む施策など、努力目標も含めそれぞれ工程年次を位置づけました。

施策として、例えば小学生以下の医療費の無料化、中学生の入院時医療費の助成、子育て支援パスポート事業、開業医の誘致対策、新たな公認パークゴルフ場の建設、家庭菜園つきの高齢者共同住宅の建設、中心商店街に公営住宅との複合店舗の設置、宅配行政サービスの実施などについては、これまで総合計画には入っていなかったことから、新たに実施計画に盛り込むこととなりますが、一方、既に総合計画に計上していた事業であっても、計画年次の前倒しや、逆に先送りを要する施策も生じてくと想定しております。

総合計画においては、施策を再評価する手法の一つとして、今後予定する3年間の事業計画を毎年ローリング方式を用いて見直しを図ることになっておりますが、そのためにはその時々々の社会情勢の変化に対する迅速な対応と財政計画との整合性を保つことが何より必要でありますので、まず、来月中にはマニフェストに掲げた事業も含めた今後3年間の事業を集約し、市長、副市長を初め各部局長、次長職も一体となったヒアリングを実施し、その後、新年度の予算編成にあわせてすべての事業を十分精査した上で、新しい実施計画、平成22年から24年度までであります。策定していく予定であります。

特に、平成21年度中として位置づけした事業については早急に着手すべき指示を出したところであり、現在、政策会議を中心に具体的な検討を進めているところであります。

次に、前市政の運営方針と私の市政運営方針の違いについてであります。

御承知のとおり田苅子市政を取り巻く当時の時代背景は、聖域なき構造改革の名のもとに、いわゆる骨太の方針も示され、さまざまな改革が推し進められ、同時に三位一体改革や地方分権改革の推進など、地方にも影響を与える大きな政策転換期にありました。また、本市におい

ては合併後の融和と一体感の醸成を図り、豊かな市民生活の実現と将来への持続的発展を目指すため、多くの市民の皆様方とともにまちづくりの基本となる土別総合計画が策定され、市民と行政がともに手を携えながら課題解決に力を合わせる協働のまちづくりを市政運営の基本とされていたところであります。

私の市政運営の基本的な考え方につきましては、所信表明やさきの丹議員にもお答えしたところでありますが、私は新たな発想のもと、基幹産業である農林業や商工業などの経済を再生し、次代を担う子供たちの健やかな成長と地域医療や福祉を初めとした市民の暮らしの樹立を守り、まちを元気にすることが何より重要であると考え、そのためには市議会の議決をいただいた土別総合計画を基本とし、社会の動向や財政状況、政策の進捗などを踏まえ、事業の再評価を行いながら柔軟かつスピードと実行力で「やさしいまち」、「たくましいまち」そして「あたらしいまち」を実現するため、与えられた4年の任期の中で取り組む施策をマニフェストとして掲げたことが大きな違いではないかと考えております。

次に、私が目指す市政についてであります。本市を取り巻く課題の一つ一つを解決し、市民が主役の市政を実現するためにも、座して待つのではなく、まずは私自身が市民の中に入り、直接生の声を伺ってまいります。同時に職員も役所のカウンターを越えて積極的に市民の輪の中に出向き、市民の声に謙虚に耳を傾けなければなりません。信頼にまさる財産なしと言われる。対話を通して目配り、気配り、心配りによってよりよい信頼関係を築いていくことが重要であり、こうした取り組みによって真の協働のまちづくりが実践できるものと考えております。まちづくりは、市民の限りない英知と汗を結集した市民参加によって作り上げられるものであり、このことが着実な市政改革につながるものと確信しております。

今回、私が掲げた「やさしいまち」など3つのまちの考え方について、総合計画の5つの基本目標との整合性を図りながら、天塩の流れとともに人と大地が躍動するすこやかなまちの実現に向けた取り組みとして着実に進めてまいる考えであります。

次に、こども夢トークの開催についてお答えいたします。

こども夢トークは、市民が主役のガラス張り市政実現に向けた取り組みの一つでありまして、まちづくり、地域づくりについて子供たちから新鮮なアイデアを出してもらい、少しでも市政へと反映しようとするものであります。事業内容といたしましては、子供たちが自分の住む地域を知り、地域のよさや足りないことなどの基礎的な学習を事前に行うとともに、土別の未来のまちのイメージを、私の夢、僕の夢と題してフリートークを行いながら、本市の将来のまちづくりに向けて意見や要望を子供たちの視点の中から受けとめたいと考えております。開催時期につきましては、21年度中に3校程度を対象に開催し、次年度以降は年次計画に基づいて市内のすべての小・中学校を対象に実施したいと考えております。

以上申し上げまして、私からの答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 相山副市長。

副市長（相山佳則君）（登壇） 私から、「たくましいまち」の創造に係る有害鳥獣被害対策及

び後継者・配偶者の確保対策についてお答えいたします。

初めに、有害鳥獣の被害対策についてであります。

鳥獣そのものは自然環境の維持に重要な役割を果たしている一方で、近年では過疎化や高齢化の進展に伴い山間部の農地が未利用化したことなどにより、シカやクマなどの生息区域が拡大し、特に森林に接した農地では作物被害が増加傾向となっているところであります。このため本市の有害鳥獣駆除につきましては、猟友会士別支部に業務委託するとともに、個人、狩猟者の協力も得ながら実施している状況にあります。

そこで、市内狩猟免許取得者の人数についてであります。猟友会などからの報告によりますと、現在は31名となっておりますが、近年は高齢化に加え新規の免許取得者も少なく、免許取得者数は減少傾向にあると聞いているところであります。また、平成20年度の狩猟件数と被害額についてであります。一般狩猟の期間はエゾシカが10月25日から3月1日までで、このほかのヒグマなどでは10月1日から1月31日までとなっております。この狩猟期間以外の時期は、有害鳥獣としての捕獲許可申請に基づき狩猟による駆除が可能な期間となっております。

そこで、エゾシカとヒグマの狩猟数についてであります。平成19年度の一般狩猟の頭数は、エゾシカ302頭、ヒグマ4頭であり、有害鳥獣狩猟頭数は、エゾシカ79頭、ヒグマ8頭で、一般狩猟と有害鳥獣の狩猟頭数合計で、エゾシカ381頭、ヒグマ12頭となっております。お尋ねのありました平成20年度の狩猟総頭数につきましては、一般狩猟の頭数は、現在、道段階で集計中のため申し上げられませんが、有害鳥獣狩猟頭数につきましては、エゾシカ100頭、ヒグマ2頭となっております。エゾシカの有害鳥獣による捕獲頭数が増加している状況となっております。

また、平成20年度の本市における鳥獣による農作物の被害額についてであります。平成21年3月に行った農家からのアンケート調査結果などから、総額では3,024万9,000円。そのうちエゾシカによる被害が2,910万9,000円と、大部分を占めている状況となっております。

このような状況から、どのような支援策を考えているのかとお尋ねでございます。有害鳥獣の駆除対策に当たっていただいている猟友会の会員は先ほども申し上げましたとおり減少傾向にありますことから、新たな会員の捕獲対策が急務となっております。この要因の一つとして、狩猟免許の取得費用が高額なことが課題となっております。新規に狩猟資格を取得する費用は、講習会参加費用や手数料などにより最低6万円程度を要し、このほかにも猟銃の購入費用などが必要となっております。このため駆除従事者の増加対策を図るため、この資格取得に係る経費の一部に対する支援を検討しているところであります。

また、新たな捕獲奨励補助金制度についてであります。現在、ヒグマの捕獲に対して、その捕獲費用に充てるための奨励金として1頭当たり1万5,000円を交付しているところでありますが、エゾシカの駆除においても頻繁な見回りが必要であり、人家に近い場所での狩猟は危険も伴い、更には農地で捕獲した場合には搬出作業が困難となることも想定されるなど、通常の狩猟とは異なる配慮が求められますことから、このエゾシカ捕獲に要する費用に充てるため

の奨励金制度の創設を検討しているところであります。

現在は、猟友会に対して有害鳥獣駆除に当たり年間131万6,000円を交付し、この業務を委託しているところでありますが、新たな制度をつくるに当たりましてはこれらとの整合性も図り、どのような取り組みが可能なのか、駆除も含めた狩猟対策全体の課題解決も見据えながら、猟友会、地域農業者、農協などの関係機関、団体と十分協議し、必要に応じて協議会組織の設置も考慮しながら、農業者における被害防止の対策はもとより、市民が安心できる生活の場の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、後継者及び配偶者の確保対策についてであります。

後継者及び配偶者をしっかりと確保することは、将来にわたって本市の基幹産業であります農業を中心に、商工業を含めた地域経済の発展につながる極めて重要な課題であると認識しております。このことから本市では、土別市担い手支援協議会が中心となって農業の担い手確保を推進しているところであります。

この協議会は、市農業委員会、普及センター、農協、商工会議所、中央公民館によって組織され、結婚相談員を廃止した後の農業後継者及び配偶者の確保について、種々の協議を行ってまいりました。また、活動としては、若者を中心とした意欲あふれる後継者を確保し育成することを地域の重要な課題として、配偶者の確保につなげるための出会いの機会をつくるクリスマスパーティーや、青年グループによる交流会などを実施してきたところであります。

市といたしましては、これらの青年交流事業に対し、会場費や参加者の交通手段の確保など開催経費の支援を行ってきたところであります。しかしながらこうした事業の推進に当たっては、個々の結婚に対する価値観の相違や今日的な時代背景あるいは独身男性の中には比較的年齢の高い後継者もおられることから、なかなか参加者が集まらない、また、すぐに成果を求めることが難しいなど、多くの悩みがあることも事実であります。

一方、最近、都市部においては未婚の男女が出会いの場を求める結婚活動いわゆる婚活のイベントが開催され、就職活動と同様な感覚の参加があるとお聞きしております。こうしたことから、今後、協議会においては支援の対象者を農業者に限らず広くとらえ、若者全体の結婚に対する意識を調査し、また、活動そのものが出会いの場となる、例えば都市部からの農業体験の受け入れや、市内の若者のスキルアップにもつながる料理づくり教室やマナー講習会の開催、更には民間の婚活イベントや、都市部に在住する女性との触れ合いツアーなどの情報の提供や参加に対する支援策など、あらゆる有効策を探りながら配偶者の確保に向けた体制の強化も含めて鋭意推進に努めてまいります。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君）（登壇） 私から、食育推進計画についてお答え申し上げます。

まず、食育推進計画の策定状況についてであります。昨年6月に政策会議メンバーからなる幹事会と、各部の主幹、主査職からなる教育部会、健康部会、農業部会の3つのワーキング

チームで構成する食育推進計画庁内検討委員会を設置し、今年度末までに計画づくりを終えるよう現在作業を進めてきております。

昨年度は一般市民及び市内の小学5年生、中学2年生、高校2年生と、これら児童生徒の保護者、更には市内すべての保育園、幼稚園児の保護者の合計約2,800人を対象に食育アンケートを実施したほか、食育セミナー、食育に関する学習会、まちづくりミーティング・レディース等が開催された際に、意見交換も行ってきたところであります。本年度は6月に開催した土別市振興審議会に食育アンケートの結果を報告し、委員との意見交換を行い、その後、食生活改善協議会、体験交流工房運営協議会、消費者協会役員会など、日ごろから食育に関心を持たれている団体との意見交換会も開催してきてきたところであります。

また、先月開催された学びと暮らしのフェスティバルの会場内に食育アンケート結果を掲示するとともに、意見箱を設置し、来場者からの御意見などを伺ってきました。

次に、今後の取り組みと展開についてであります。現在、庁内に設けた教育、健康、農業の部会ごとに、計画のフレームとなります基本理念を初め数値目標の設定や基本的な方向性について検討を加えておりますが、特にアンケート調査から、土別の農産物が手に入りにくいなど、地域の食の実態や改善すべき事項の傾向も明らかになっておりますので、更に土別の気候、風土や産業などの特性を生かした推進施策について検討しているところであります。食育の推進は、農業振興、健康増進、子供たちの健全育成、環境保全など広範囲に及びますし、行政と地域や学校、団体等が連携した中で、子供から高齢者まですべての市民が関心を持ち、そして実践していくことが何より大切であります。このため食育推進計画の内容は、市民の皆さんにとって身近で親しみやすくわかりやすい計画となりますよう、今後、団体や関係機関の御意見もお聞きしながら計画づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上申し上げます、答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 辻教育部長。

教育部長（辻 正信君）（登壇） 私からは、ふるさと給食の実施にかかわって、給食費の値上げにつながらないのかとの御質問にお答え申し上げます。

平成20年度の学校給食で使用している主な野菜で申し上げますと、約50%は土別産を購入しております。

その野菜の購入につきましては、これまで他産地より10%以内の価格差であれば土別産を使用しておりましたが、更に今後におきましては地産地消の観点から、購入が可能な農産物は、小売業者や農協、生産者と連携を図り、優先的に土別産を使用していく考えであります。

また、このことに伴う給食費への影響につきましては、道内産や他府県産と比較して低価格の場合もあり、また、献立の工夫等により現行の給食費を値上げしないで対応できるものと考えております。

以上申し上げます、御答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

(午前 11時48分休憩)

(午後 1時30分再開)

議長(岡田久俊君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

8番 柿崎由美子議員。

8番(柿崎由美子君)(登壇) 平成21年第3回定例会におきまして一般質問を行います。午前中の御質問と重複する部分もございますが、質問させていただきます。

牧野市長におかれましては、このたびの激しい選挙を戦い抜き、見事に当選されましたことに心から敬意とお喜びを申し上げます。

市長は市政執行に当たって、前任の田苅子市長を初め歴代町長、市長のすぐれた遺産を継承し、更にこのたびの選挙をともに戦いました相山氏そして相山氏を支持された多くの市民の思いも真摯に受けとめ、市民が主役のまちづくりを目指すことを表明されました。私も同感の思いを持つことを最初に申し上げまして、所信表明の項目に従いまして見解を求めます。

第1点目は、市政運営の基本的な考え方についてです。

市長は、新たな発想で、基幹産業である農林業や商工業などの経済を再生し、次代を担う子供たちの健やかな成長と、地域医療や福祉を充実させてまちを元気にすることを、重要課題と位置づけております。

更に、マニフェストの具体的な表現の基本を土別市総合計画に置くこと、更に社会の動向、財政状況、政策の進捗度等を踏まえ、事業の再評価を行い、推進に当たるということを明らかにされております。社会の情勢から、総合計画の見直しは当然であると考えますが、現時点で再評価の対象と想定される事業をお伺いいたします。

2点目は、「やさしいまち」の創造についてです。

新聞報道等により感じられる最近の世相は、経済不況による自殺、火災や悪質商法による高齢世帯の被害、子供、女性に対する加害の実態等が報じられていることに大きな不安を覚えます。住民の願いは、やはり安全・安心を求めることが主要な課題ではないかと思われまます。所信表明の中にある公認パークゴルフ場の建設、それからふるさと給食を当面する施策として上げてありますが、具体的な推進構想をお聞かせください。ふるさと給食につきましては、午前中の谷口議員の質問と重複しますので、ここは取り下げます。

次に、土別のまちにおける安全・安心施策の視点から、具体的な事項として、以下の問題について考え方を伺いいたします。

1つは、日常における生活環境の点検と整備についてです。

交通安全対策とも関連しますが、危険箇所の点検と改善施策、例えば交通標識の現況や安全を阻害されると思われる樹木の把握など、どのように措置されているのかお聞かせください。

次に、地域活性化対策事業の一環として、市内バスの待合所が設置されましたが、その設置状況をお聞かせください。設置されたバス停を拝見させていただきましたが、内部の腰をかける部分が幅10センチ程度しかありません。これでは腰をかけるのも不便ですし、荷物を置くところもなく、利用する市民に対して極めて不親切な施設ではないでしょうか。また、バス停の中では、バスの発着時刻表や巡回路線の略図等、必要な情報の提供も考えてみてはいかがでしょうか。

次は、安心できる保険、医療、福祉と防災の取り組みについて触れておりますが、豊かな高齢化社会の構築についてお伺いします。

土別市総合計画は、地域の協力による高齢者の生活支援を超高齢化社会への対応に具体的な項目として上げ、具体的な推進施策として高齢者を地域で支え合うためのネットワークや、地域の総合相談窓口の充実を図ります。また、高齢者の権利擁護事業の充実を図りますと、推進方法を示しております。

地域福祉計画は、核家族化の進展や市民のライフスタイルの多様化によって、社会的な福祉の供給体制の整備とともに、地域におけるきめ細かなサービス提供のシステムづくりが緊急な課題となりつつありますと、分析をしております。地域で支え合う体制をつくるとすれば、自治会の協力体制がなければ困難な課題と考えられます。土別市社会福祉協議会、自治会、その他民間ボランティア団体と土別市がどのように連携体制をとっていくかが重要であると考えますが、所信表明で触れられた豊かな高齢化社会を構築する道筋をお伺いいたします。

次に、公的施設における授乳室の設置についてお伺いします。

乳児をお持ちのお母さん方から、公的施設内に授乳のできる部屋またはコーナーを設置してほしいという声が聞かれます。土別市における公の施設及び銀行など民間の公共的施設での授乳施設の設置状況をお知らせください。

なお、お母さんたちのこのような声に対して、今後、どのように対応されるのか、考え方を聞かせください。

次に、育児休暇についてお伺いします。

平成20年度労働状況実態調査報告書、調査期日平成20年9月30日現在の計数によりますと、対象事業所総数336事業所、有効回答事業所245事業所、回答率72.9%の取りまとめ結果によりますと、育児休業の項では、制度としてあるもの40.4%。このうち業種別状況は、金融・保険業が100%、運輸・通信業53.8%、最も低いのが建設業で24%となっており、育児休業を過去1年間に取得した人数は35人となっています。常用労働者の調査対象総数は、男性1,894人、女性599人、合計2,493人となっています。このような計数は、地域経済が疲弊している現状を踏まえるとしても少子化対策上なおざりにできない重要な課題と考えますが、いかがでしょうか。

次に、高齢者が使用しているつえについての質問です。

私の体験した例を申し上げますと、デイケアの迎えのバスが来る直前に、何かのっぴきなら

ない事情で老人を家の前に連れて出て、「バスが来るまで少しの間ここで待つんですよ」と言
って、同居中の若い人が出かけました。老人は一人になった不安から歩き出してしまいましたが、自分の行き先や目的がわからず、近くの人に聞いたようです。聞かれた方は、家はどこか
と聞きましたが、その老人は自分の家もわからなくなってしまいました。聞かれた方は、老人
がつえを持っていることに気づき、見ますと、名前は書かれてありましたが、住所や連絡先な
どは書かれていませんでした。近所の人に聞き回りましたがわからず、途方に暮れていたとこ
ろに施設のバスが来て、運転手さんが老人の顔を覚えていたので事なきを得たということでした。

つえに氏名、住所、連絡先など記載することなどは、プライバシー保護の観点からは問題も
ありましようが、老人のつえなどに住所、氏名、連絡先を記載することなど検討されてはいか
がでしょうか。

地域の中でともに暮らす社会の実現を目指し、障害のある人の自立と社会復帰への参画が可
能となるよう、これらの人々に対する配慮が行き渡ったまちづくりを推進する、これは第2期
土別市障害福祉計画21年から23年度の第3章計画推進のための基本的事項の冒頭に示された理
念です。障害を持たれる方が社会参加して言われることは、車いす用トイレについての要望が
多く聞かれます。土別市における公的施設の現状をお聞かせください。また、翠月、羊飼いの
家のように、設置はされていますが、1階部分のみで不便を感じているなどの声もお聞きして
います。両施設は、市の建物でもあります。改善の余地があるかどうか、お伺いをいたします。

第3点目は、「たくましいまち」の創造についてです。

基幹産業、農業の具体的施策についてお伺いしますが、担い手の育成施策については谷口議
員が質問をしていますので、重複を避け、質問は取り下げます。

所信表明の中の当面する施策の5項目めに、有害鳥獣による農作物の被害軽減のためハンタ
ーの免許取得を支援し、捕獲奨励補助制度を創設しますと提起されております。この捕獲奨励
補助金制度の創設についてですが、本市における現行制度には、捕獲したヒグマ1頭につき1
万5,000円交付するというヒグマ捕獲奨励金交付要綱があります。市長が構想されている制度
は、対象種別をヒグマから更に拡大し、利害関係者が能動的に参画して鳥獣による被害防止体
制を構築する制度を構想されているのかどうか、考え方をお聞かせください。

野生鳥獣に関しては、鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律によることになっています。
目的、第1条に「この法律は鳥獣の保護を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による生
活環境、農林水産又は生態系にかかわる被害を防止し、あわせて用具の使用にかかわる危険を
防止することにより鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保、生活環
境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる
国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする」と明示しています。

しかし、土別市における鳥獣による農業被害の実情をお聞きしますと、過去5年間の累計被
害額は、エゾシカによるもの1億1,640万2,000円、ヒグマによるもの494万円、その他による

もの187万1,000円、合計1億2,321万3,000円となっております。1年の平均は2,464万2,600円になります。この被害額に対する補償はないということです。

野生生物は法律により保護されることになっていますが、法律により保護されている野生生物によって、被害をこうむっている人間は泣き寝入りしなさいというのが、この法律の立法精神ということになりかねません。

この矛盾を緩和するために、目的、第1条「この法律は、農山村漁村地域において、鳥獣による農林水産業等にかかわる被害が深刻な状況にあり、これに対処することが緊急の課題となっていることにかんがみ、農林水産大臣による基本指針の策定、市町村による被害防止計画の作成及びこれに基づく特別の措置等について定めることにより、鳥獣による農林水産業等にかかわる被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、もって農林水産業の発展及び農山村漁村地域の振興に寄与することを目的とする」という条文を第1条に掲げた、鳥獣による農林水産業等にかかわる被害の防止のための特別措置に関する法律が平成19年に制定されております。本市においては、この特別措置法制定に先立って制定されている土別市鳥獣捕獲許可取扱要綱により取り扱われることになっていますが、この法律の趣旨について何点かお伺いします。

この特別措置法の概要を拝見しますと、市町村による被害防止計画の作成、鳥獣被害対策実施隊の設置を明示し、国及び都道府県は、市町村が行う被害防止計画に基づく施策が円滑に実施されるよう、必要な財政上の措置を講ずることを明らかにしております。さきに被害の状況を申し上げましたが、1戸当たりの被害金額は幾らぐらいになるのか、また、特別措置に関する法律概要に記載されている本市における被害防止計画の作成、鳥獣被害対策実施隊の設置の事案についての取り組み状況をお伺いいたします。

また、この法律は、管理計画を策定する段階で、公聴会を開いて利害関係人の意見を聞かなければならないということを都道府県知事に義務づけていますが、農業者の声が届きがたい状況にあるのではないかと危惧するところでもあります。地域住民の生活を守る地方自治体の任務として、地域で実際被害に遭って苦しんでいる利害関係者に対する補償の問題、声を吸い上げる施策について、法改正も含めて関係機関に働きかけをするべきと考えますが、御見解をお聞かせください。

次に、若者が勇気と希望の持てる地域雇用を創出の取り組みの項についてです。

市民が安定した生活を営む条件は、雇用が保障されることであると考えます。このような視点から、本市における雇用の状況をどのように把握されているのか、お聞かせください。

また、地元の新聞報道によりますと、土別地方における高卒者の就職希望の動向は、地元志向が強いと報じられていましたが、現在における就職見通しをお聞かせください。

この項の当面する施策の4項目めに、個人住宅のリフォーム助成を継続し、地元業者の技術力向上策や、個人住宅建築の奨励策を講じることを挙げています。個人住宅建築の施策については、以前に本議会において旧朝日町等の例を挙げて、助成措置の制度化と地元振興策の一環

として取り組むべき課題ではないかという趣旨の議論があったようですが、時代を取り巻く情勢の変化があることはわかりますが、どのように具体的に組みんでいけるのか、考え方を聞かせください。

更に、4年の任期中に取り組む施策として、中心商店街に公営住宅との複合店舗を設け、コンパクトで生活と密着した商店街づくりを進めますとありますが、総合計画、住宅マスタープランとの整合性が求められることになるのではないかと考えますが、どのように推進されるのか、その手法を聞かせください。

次に、観光施策について伺います。

4年の任期中に取り組む施策として、旭川市、稚内市との連携による道北観光の拠点化を目指すと思いますが、土別市立病院を中心として、医療サービスは名寄市立病院との連携がなおざりにできない状況にある中で、観光面においても名寄市との連携を強化し、上川北部の位置づけを明らかにして発信することが喫緊の課題と考えますが、いかがでしょうか。

4点目は、「あたらしいまち」の創造についてです。職員研修について伺います。

まちづくりも、市政の業務遂行も、かかわる人の力が成否を左右することは言うまでもないことですが、このような視点から考えますと、人材育成が大きな課題であると考えます。

一般的に組織社会の中で、最近では上からの指示を待って動く傾向が強くなっていることを指摘する研究者の声も聞かれます。社会情勢の変化が激しくなっている状況を考えるとき、変化に対応できる人材の育成が要求されていると思われまます。このような視点から、職員研修も若者のエネルギーを発掘し、結集する、育てる文化の構築を視野に入れ、更に業務中心から地域、まちに視点を据えかえていく必要があるかと考えます。

市長が所信表明で、新しい施策として地域担当職員制度、中心商店街に公営住宅との複合店舗を設け、生活と密着した商店街づくりを提唱されました。この施策は一部他自治体で施行されている施策ではありますが、土別市においては新しい画期的な施策であると考えます。市長が提唱する新しいまち実現の当面の施策は、職員の目線をまちに向けさせ、地域住民とともにまちを考えるというまさに発想の転換を実証する具体的な課題の提起であると評価したいと考えます。市長の具体的な実行構想をお伺いいたします。

また、この取り組みを契機として、市職員が積極的に市民の輪の中に入り、身近な市政、市民が主役の新しいまちが実現されるよう期待をいたしております。

私がこの議会で提起をいたしました市民要望は、日常の目配りで解決できる軽微な問題ととらえております。まちの中で住民生活がどのようなものであるかを積極的に見つめる職員づくりも研修課題に加えていただきたいことと、古くて新しい言葉、もったいないが表記されておりますが、コスト意識、事務改善等の意識を全庁的に高める市長の決意を求めまして、私の一般質問を終わります。（降壇）

議長（岡田久俊君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 柿崎議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に私から、公認パークゴルフ場の建設、個人住宅建設奨励及び中心商店街の公営住宅建設について答弁を申し上げ、所信表明に関する各施策につきましては、副市長、担当部長、教育委員会からそれぞれ答弁を申し上げます。

まず、公認パークゴルフ場の建設についてのお尋ねでございますが、建設場所につきましては、現時点では市民要望の多い中央市街地区を中心に建設する計画であります。具体的な財源、運営方法などにつきましては、今後、総合的に検討してまいります。

その検討の過程におきましては、パークゴルフ関係団体とも十分協議し、建設計画を策定してまいります。考えであります。

次に、個人住宅建築の奨励策についてであります。

これまでの議会において、個人住宅の建築に対する助成措置については、私的財産の確保であることから、市としての対応には限界があるとお答えいたしてきたところであります。

しかしながら、近年、本市中小企業の経営は、長期化する景気の低迷や公共事業の縮減などにより厳しい状況が続いておりましたことなどから、本年度より市内事業所への発注を条件とする土別市住宅改修事業を実施しているところであり、これまでの改修工事総額が3億2,000万円を超えておりますことから、地域経済に大きく寄与しているものと認識しております。

このため、当初3年であった助成期間を私の任期中の4年間に延長することで、より一層中小企業の経営安定化を図り、地域経済の活性化に努めるものであります。

また、住宅の新築工事につきましては、投資額や関連する業種も多くなりますことから、地域への波及効果が新たに期待できるところであります。こうしたことから、新築に対しても奨励策を講じようとするものであります。工事費に見合った助成の基準等につきましては、財政状況も勘案しながら住宅改修と合わせて今後早急に商工会議所、商工会などの関係団体と協議を行うことで、平成22年度中の実施を目指してまいりたいと存じます。

次に、中心商店街への公営住宅と複合店舗建設に関し、総合計画、住宅マスタープランとの整合性についてのお尋ねがありました。

まず、総合計画におきましては、中心市街地における公営住宅の建設など、町なか居住の推進を図ると掲げており、住宅マスタープランでは中心市街地における交流やにぎわいの創出に資するような民間活力を活用した町なかの居住、環境づくりを促進することとしております。また、住宅対策の基本方向としては、中心市街地への公営住宅建設などにより、町なかにおける人口定着を促進し、にぎわいと活力を生み出す住環境づくりを柱としているところであります。

そこで、4年の任期中に取り組む施策としてマニフェストに掲げたものであり、魅力ある商店街づくりや集客力を高めるため、ぜひとも実現しなければならない課題ととらえており、総合計画や住宅マスタープランの整合性は図られているものと考えています。

次に、具体的な手法や推進方法であります。公営住宅建設事業の供給方式としては、現在まで本市が取り組んでまいりました直接建設方式に加え、民間事業者等が建設した住宅を市が

買い取りや借り上げる方式もあり、どの整備方法を選択するのが最善か、また、建設場所をどこに決定するのか、あるいはどのような店舗をどれくらい複合施設として組み込んで計画すべきか、今後詰めるべき課題が数多くあります。これらについてはマニフェスト実現に向け、関係部局の横断的な組織による庁内プロジェクトチームで取り組んでまいりますとともに、商業者を中心とする多くの市民との意見交換や情報交換を積極的に行いながら、早急に実現に向けた取り組みとしてまいりたいと存じます。

以上申し上げまして、私からの答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 相山副市長。

副市長（相山佳則君）（登壇） 私から、育児休暇、有害鳥獣被害対策、雇用対策及び観光での連携強化についてお答えいたします。

初めに、育児休暇についてであります。

育児休暇制度は、育児を行う労働者の仕事と家庭との両立を図ることを目的としており、原則として1歳未満の子を養育する労働者が申し入れることにより、子供が1歳に達するまでの間、連続して休みがとれる制度であります。本市の事業所におけるこの制度につきましても、毎年労働状況実態調査により導入状況等を調査しており、調査を開始した平成13年における事業所の導入率は33.3%でありましたものが、20年調査では、議員お話のように40.4%となり、1年間で35人の方々方が育児休暇を取得されている状況となっております。

このように本制度を設けている事業所の割合は、徐々にではありますが高くなっておりますものの、まだ半数以上の事業者が育児休暇を設けておりません。したがって、制度の導入は労働者の福祉向上や男女雇用の機会均等、更には次の世代を育てていく上で大変重要なことでもありますので、今後とも市の広報紙、ホームページの活用や商工会議所、商工会などと連携し、本制度の周知を図るとともに、未導入の企業についてはどのような課題があって導入に至っていないのかなどを調査、分析した上で、この導入促進を図ってまいりたいと存じます。

次に、有害鳥獣被害対策についてであります。

有害鳥獣に対する新たな施策につきましては、さきの谷口議員にお答えしましたとおり、人的な被害防止はもとより農作物の被害が増加傾向にあるため、エゾシカとヒグマを対象として捕獲奨励補助金制度の創設に当たってまいりたいと考えております。

また、平成20年度の1戸当たりの鳥獣被害による金額についてであります。土別地区では平成21年3月に、全農家811戸を対象に実施した戸別アンケート調査の結果、「被害がある」と回答があったのは109戸で、2,030万4,000円。朝日地区では農事組合単位ごとの集計結果から994万5,000円。合計3,024万9,000円となっております。この土別地区の戸別アンケート調査結果からしますと、1戸当たり18万6,000円の被害金額となっております。

また、特別措置法にかかわってのお尋ねであります。この措置法は、平成19年に鳥獣保護法と整合した農家での鳥獣被害対策のための法律として制定され、生産現場に近い市町村が主体となって被害防止に取り組めるよう被害防止計画を策定することにより、有害鳥獣駆除の許

可権限の移譲、地方交付税の拡充、民間人を活用した狩猟体制の整備が可能となるなど、鳥獣害防止総合対策事業として、推進事業や施設整備に対する助成策も関連して創設されたところでもあります。この被害防止計画につきましては、被害防止のための基本的な方針、対象鳥獣、対象期間、捕獲対策実施体制及び処理方法などを定めることになっております。

そこで、本市におけるこの被害防止計画の策定状況についてであります。本市では被害防止対策としてこれまで効果のある電牧さくを、中山間農業農村活性化事業などにより計画的に設置してまいりましたが、今年に入りましてヒグマによるトウモロコシや、今まで被害のなかったビートへの食害も多発し、更には民家近くまで頻繁に出没するなど、市民生活安全確保の観点からも更なる対策が急務となったところであります。このことから、新たな施策による鳥獣被害対策への仕組みづくりのため、被害防止対策全体を網羅した具体的な被害防止計画を関係機関、団体の協議のもとに、平成22年度に策定してまいりたいと考えております。

また、この特別措置法に基づく鳥獣被害対策実施隊の設置についてであります。この制度内容といたしましては、指名した市町村職員と、被害防止対策を積極的に担う民間人を市町村が非常勤公務員として任命したもので構成して設置できることとされ、この費用に対し8割が地方交付税により措置されるとともに、狩猟者においても特例として狩猟税が2分の1に減額されることとなっております。現在、本市の鳥獣害駆除につきましては、猟友会の方々の協力体制のもとに実施していただいておりますが、この方々を任命するとなると鳥獣害駆除の専任者となることが求められますことから、鳥獣被害対策実施隊の設置についてはこの要件などを十分に精査し、検討してまいりたいと考えております。

また、鳥獣の保護と狩猟の適正化を定めた鳥獣保護法につきましては、著しく増加または減少する鳥獣の対策として特定鳥獣保護管理計画を定めることができますことから、北海道ではエゾシカの増加に対して個体数削減などを図るためにこの管理計画を平成10年度から策定しており、現在は平成20年度から4年間を期間とした第3期計画が策定されております。

そこで、これらの計画策定に当たり、あらかじめ道では関係機関への意見照会や公聴会を開いているところでありますが、市といたしましては鳥獣被害による実態に即した改善策について農業者の声が十分反映されるように、更には農業者はもとより市民生活の安全確保のために、鳥獣保護法やこの特別措置法などが、効率的で実効性ある法制度として機能するよう、国や道に対ししっかりと働きかけをしてまいります。

次に、若者が勇気と希望を持てる地域雇用を創出する取り組みについてであります。

本市の経済情勢は、長引く景気の低迷に加えて世界的な金融危機の影響が地方にも及んでいることなどから、中小企業や農業など産業の全般にわたって大変厳しい経営環境下に置かれております。

このような中で、本市の雇用の状況についてであります。ハローワーク土別が公表しております8月末現在の有効求人倍率は0.46倍であり、約2人の求職者に対して1人の求人しかなく、依然として深刻な状況となっております。更に平成20年の労働実態調査時における雇用形態の

割合は、常用雇用が約61%、パートタイマーが17%、臨時及び季節雇用が22%と、調査を開始した18年と比較いたしましてもほぼ同水準で推移しており、労働者の雇用環境は厳しい状況が続いているところであります。

また、市内2高等学校における新規学卒者の就職の見通しについてであります。本年度の新卒者の就職進路状況は、求人数が減少傾向にあることなどから専門学校などに進学する生徒が増加しており、本年9月末現在の就職希望者数は、昨年より12人下回る男女合わせて48人で、就職希望地別では、市内21人、道内26人、道外1人となっております。この就職内定状況につきましては、既に9月16日より企業の選考内定が開始され、9月末現在で内定を得た生徒は4人、内定率は8.3%であり、9月末としてはここ数年ほぼ同程度の数値で推移しております。今後の就職見通しにつきましては、今日的な経済情勢を考えますと、先行き不透明感が強いことから判断することは難しいわけではありますが、本年度も当初から極めて厳しい状況が予測されましたことから、6月には市内事業所に対し、新卒者の求人要請を行うとともに、7月には地元産業説明会を事業所の協力を得て開催しており、更に先週21日にはハローワークや上川支庁などとともに市が合同で商工会議所や事業所に対し、新たな求人の道が開かれるよう要請活動を実施したところであります。

しかしながら現時点においてはまだ多くの生徒の就職が決定しておりませんことから、今後、未定者の意向を的確に把握しながら、ハローワークや高等学校などと連携し、事業所訪問による求人開拓を行うとともに、求人企業と生徒が個別に面接する就職促進会を開催するなど、希望者の全員が3月の卒業時には就職できるよう、この対応に鋭意当たってまいります。

次に、観光面における名寄市との連携強化についてであります。

近年、観光を取り巻く状況は、豊かな自然やその地域でしか味わうことができない食や体験を求めるとともに、個人の自由な旅行が増加傾向にあるなど、観光ニーズは一層多様化しております。また、東南アジア諸国の北海道に対する旅行ニーズは、新型インフルエンザの影響はあるものの依然として強いものがあります。

こうした中、本市のこれまでの取り組みとしては、各種観光施設の整備に努めるとともに、独自の体験メニューを組みながら、観光情報誌などによるPRのほか、道北観光連盟や上川地方観光連盟が主催するイベントに参加するなど、本市まちづくりの顔であるサフォークを中心とした宣伝に努めてきたところであります。また、昨年は未加入ながら、主に旭川近郊の自治体や観光関係団体で構成された旭川観光誘致宣伝協議会による台湾観光プロモーションにも参加し、初めて国外への誘致活動を行ったところであり、本年度からは正式にこの協議会に加入して、より一層国内外に情報を発信するなど、誘致活動に努めているところであります。

具体的には、観光協会とともに、9月に首都圏の旅行エージェントの体験ツアーの受け入れを行っており、また、この10月には首都圏観光プロモーションにも参加し、更には11月に台湾、香港観光プロモーションにも参加する予定であります。

こうした中、観光客誘致を推進するためには、旭川以北の道北地方が連携して、観光開発や

誘致活動を推し進めることが肝要なことから、まずは稚内との連携による道北観光の拠点化を目指しますが、特に上川北部を国内外に売り込むためには、地域が一体となって取り組みを進めなければなりませんことから、今後はお話の名寄を初め上川北部や宗谷地域との連携を強めて、道北地域の観光客誘致に努めてまいりたいと存じます。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 城守副市長。

副市長（城守正廣君）（登壇） 私から、「やさしいまち」の創造に係る豊かな高齢化社会について及び「あたらしいまち」の創造に係る職員研修についての2点についてお答えをいたします。

まず、豊かな高齢化社会を構築する筋道についてのお尋ねでございますが、高齢者を取り巻く環境は、本市におきましても高齢化や核家族化が進行し、老人のひとり暮らしや夫婦のみの世帯が一層増加するとともに、家庭や地域における介護力が低下しておりますことから、日常生活への支援と在宅介護及び施設介護の必要性がますます高まってくるようになっております。こうしたことから、土別市総合計画を上位計画として、高齢者福祉計画、介護保険事業計画及び地域福祉計画に基づき、高齢者の方々の福祉向上に努めることが重要となっております。

そこで、この具体的な施策といたしまして、まずは地域で自立され、健康で生活されている高齢者の方には、老人クラブ等でのスポーツ、文化等の生きがい活動を支援いたしてまいりたいと考えております。また、高齢者の総合相談窓口において、介護関係者などの相談に応じる中で、介護を受けないための予防指導や、一方、介護を必要とする方に対しては質の高い各種サービスを提供するとともに、日常の金銭管理などの判断能力が十分でない方の生活支援と財産を守る権利擁護事業に取り組んでまいります。更に高齢者を地域で見守る体制を強化していくため、介護サービス事業者、社会福祉協議会、民生委員、自治会、ボランティアなどとの連携を図りながら、ホームヘルプサービス及び除雪などの在宅サービスを充実するとともに、地域住民による声かけ、見守り、支え合いを行う福祉パトロールを初めとした地域ネットワークをより充実し、総合的な高齢者福祉の向上に努めてまいりたいと存じます。

次に、職員研修についてのお尋ねについてであります。平成18年7月に策定いたしました土別市職員人材育成基本方針では、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに、柔軟かつ的確に対応し、市民の信頼を得て、自主的・自立的な行政運営を推進していくため、1つ目として、市民の立場に立って考え、市民とともにまちづくりに取り組む職員、2つ目として、社会経済環境を的確に把握し、コスト意識を持って広い視野から政策に取り組む職員、3つ目として、責任感と倫理観を持ち、市民から信頼される職員、この3つの職員像を実現することを目標に、さまざまな研修を行っているところであります。

人材を育成するためには、こうした体系的な集合研修による能力開発を進めること、さまざまな専門的な知識を習得することも重要なことは申し上げるまでもありませんが、議員お話のように日常の生活や業務の中で、市民が今何を行政に求めているのか、職員自身がそれを敏感

にキャッチする姿勢を持つことも極めて大切なことであると思います。

このためにはさまざまな市民活動や地域活動に積極的に参加すること、いわゆる市民の輪の中に入っていくことが重要であるとの考えから、このたびの市長のマニフェストにも掲げられているものであります。今後においては市民と行政がともに手を携えながらまちづくりを進めていくことができるよう、職員研修などを通じ、人材育成になお一層努めてまいりたいと考えております。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君）（登壇） 私から、総合計画の見直しにかかわる再評価の対象と想定される事業及びバス待合所、公的施設における授乳室の設置についてお答えを申し上げます。

まず、市政運営の基本的な考え方に関して、総合計画の実施計画を見直す事業の再評価の考え方につきましては、さきの谷口議員に市長からお答えいたしましたので、今後、平成22年度から24年度までの実施計画を策定する際、再評価を要することとなります主なハード事業についてお答えいたします。

総合計画においては、市立保育園再編事業、バイオマス利活用事業、林業センター改築事業、地域交流施設建設事業、環境センター整備事業、公営住宅北部団地、西団地建てかえ事業、東山浄水場改修事業、小・中学校耐震化事業等を、平成22年度から3カ年の中において着手していく予定で、既に今年3月時点での21年度～23年度の実施計画に計上しております。

このたびの市長のマニフェストの中では、4年の任期の中で取り組む施策として、市立保育園と児童センターの改築複合化、公認パークゴルフ場の建設、家庭菜園つき高齢者共同住宅と公営住宅との複合店舗の建設を新たに追加することとなります。このため、こうした事業やソフト事業も含めて、今後、補助金、起債等の財源確保の見通しや許認可等の見込みなども見きわめるとともに、これまでの事業経過等について改めてヒアリングを実施し、その後、新年度の予算編成にあわせ、すべての事業を十分精査した上で、新しい実施計画を策定していく予定であります。

次に、バス待合所についてであります。

御承知のとおり、本市におきましては公共交通の再生と活性化を図る計画として、土別市地域公共交通総合連携計画が本年3月に策定されたところであります。

この計画に基づき、官民一体となって各種の施策、事業を進めているところであり、御質問のありましたバス待合所につきましては、国の経済対策である地域活性化生活対策臨時交付金を活用し、その整備を進めております。その設置状況についてであります。市街地においては5カ所の整備を計画し、既に東5条5丁目、東5条9丁目、市立病院前、土別駅前、西條前、すべてが供用開始となっております。また、サフォークをモチーフとしたバス待合所につきましては、現在、設置場所を協議中ではありますが、郊外部の4カ所に予定しており、今年度では合わせて9カ所の設置を計画しております。

御指摘の簡易ベンチが設置されておりますのは、東5条5丁目、東5条9丁目の2カ所ですが、これらの待合所につきましては、雨、風や雪に当たらずにバスを待つことができる環境の改善を第一優先としながら、歩道の幅員や点字ブロックからの距離、冬場の除雪等を勘案し、極力コンパクトに設計したものであります。したがって、スペースの都合上、当初はベンチ等を設置することは不可能であると想定しておりましたが、現状のタイプの簡易なベンチであれば軽く腰をかける程度ではあるものの、利用者にお休みをいただきながらバスを待っていただけるものと考え、設置したところであります。なお、今後、利用者の声をお聞きする中で、改善の要望が特に多いようであれば検討するなど、更によりよいバス待ち合い環境の整備に努めてまいりたいと考えております。なお、時刻表や路線図などの情報提供については、本年4月に認定された地域公共交通活性化再生総合事業の中で、バスの社内や待合所に掲示板を設置する予定であり、現在、バス事業者とも協議を進めている状況であります。

次に、公的施設における授乳室の設置についてであります。

まず初めに、市内民間施設の設置状況につきましては、市内3金融機関、郵便局にお聞きいたしましたところ、常設の授乳室や授乳コーナーを設置しているところはありませんでしたが、窓口申し出ることで空き室等を使用することは可能とのお話ございました。

そこで、市の施設の設置状況についてであります。市内公共施設において授乳室、授乳コーナーを常設している施設は、生涯学習情報センターいぶき1カ所となっております。現在、常設していない他の施設につきましても、職員に申し出ていただき、施設内の空き室を一時的に授乳室として使用することで対応いたしておりますが、近年、授乳期のお子さんを連れて外出される方も増加しておりますので、多くの市民の方が利用する市民文化センターや保健福祉センター等につきましては、その設置に向け検討してまいります。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 有馬市民部長。

市民部長（有馬芳孝君）（登壇） 私から、安全・安心対策にかかわっての交通安全対策についてお答えいたします。

交通安全対策の運動につきましては、市民一人一人が交通安全意識の向上を図り、交通ルール、マナーを遵守し、交通事故防止の徹底を図ることを目的としているところであります。

そこで、お尋ねのありました交差点等の危険箇所における交通標識等及び街路樹による見えにくい箇所の点検とその改善施策についてであります。

特に風雨等により磨耗した規制標識については、土別警察署において随時改善をしているところであります。また、市が設置している警戒標識につきましても、市民からの情報提供や定期的な道路パトロールを行い、安全確認をする中で随時対応を行っているところであります。

次に、街路樹等による視界不良箇所等の点検につきましては、パトロールを強化し、年2回の枝払いや枯れ木の撤去を行い、計画的に路線ごとの樹木剪定を実施しているところであります。特にこれから迎える冬期間の路面凍結対策につきましても、交通安全上危険と思われる交

差点等の焼き砂散布の実施や、雪を高く積み上げて見通しが悪くなっている交差点付近の隅切り部分の除排雪を行うなど、今後とも道路パトロールを強化し、更には地域住民からの情報をも得ながら、安全・安心な交通対策に努めてまいりたいと存じます。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 織田保健福祉部長。

保健福祉部長（織田 勝君）（登壇） 私から、高齢者が使用しているつえと、公共施設の車いすトイレの設置状況についてお答えいたします。

初めに、高齢者が使用しているつえについてであります。

高齢になりますと足の力が弱くなり、転倒を予防するため、また、歩行の補助とするために、つえを使用している高齢者が多く見受けられます。高齢者がつえを入手するにはいろいろな方法がございますが、身近なところでは社会福祉協議会や市介護保険課、朝日総合支所、各出張所の窓口において、社会福祉協議会が実施しております老人安全杖贈呈事業により無料でつえを贈呈いたしておりますし、最近では量販店や薬局、通信販売などでも手軽に購入できるようになっております。更に介護認定を受けている方につきましては、歩行補助用のつえの貸与を受けて利用されている方もおられます。これらのつえには個人的に作成した名前のシールを張っている方もおりますし、通所サービスの事業所などでは、利用者のつえに名前入りのシールを張っているところもあります。

そこで、高齢者の方が使用しているつえに名前や住所などを記載することについてですが、このことは高齢者の身を守るために重要なこととありますことから、老人安全杖を交付している窓口で、御本人や御家族の同意のもとに、名前や住所、電話番号などを記入したシールを取りつけるとともに、高齢者を支援する地域ケア会議を通じて、名前などが記入されたシールをつえに張ることや、持ち物や衣服にも本人とわかるような工夫をする方法について協議し、高齢者の安全が守られるよう対応いたしてまいりたいと考えております。

次に、公共施設の車いすトイレの設置状況についてであります。

本市では、体に障害のある人や、お年寄り、妊娠をしている人のすべての人々が住みなれた地域で安心して生き生きと暮らしていけるようなまちづくりを目指して、平成15年に土別市福祉のまちづくり条例を制定し、人にやさしいまちづくりに取り組んでおります。この条例には施設の整備基準が定められており、事務所や病院、百貨店、ホテル、学校などの公共的施設の新築や大規模な修繕等の場合には、一定の基準により車いす用トイレ設置についての努力義務を規定し、整備することといたしております。

そこで、公共施設の車いす用トイレの設置状況についてですが、不特定多数の方が利用する公共施設の車いす用トイレにつきましては、条例の趣旨を踏まえ、未設置の施設について計画的に整備しており、平成15年度以降には多寄、上土別、温根別の各出張所及びつくも青少年の家に車いす用トイレを設置いたしましたところであります。こうした整備により、主要な施設には車いす用のトイレが設置されておりますが、婦人福祉会館、スポーツ研修所、温根別多

目的研修集会施設、朝日山村研修センター、老人保健センター、朝日農業者トレーニングセンター等については、現在のところ未設置となっております。したがって、今後、こうした未設置の施設につきましては、施設の大規模改修などの機会にあわせて設置するよう努めてまいりたいと考えております。

また、土別inn翠月と羊飼いの家における車いす用トイレの設置についてであります。

両施設は、平成3年と9年に建てられており、当時はお客様が必ず通る1階に設置することが主流でありましたことから、いずれの施設も車いす用トイレについては1階に設置されたところであります。その後、バリアフリーやユニバーサルデザインが浸透し、本市においても福祉のまちづくり条例が制定されるなど、人に優しいまちづくりが進められる中で、徐々にではあります。複数階に車いす用トイレを設置する施設が増えてきております。

お話にありました両施設の改善につきましては、2階に設置するとなりますと、翠月では宴会場あるいは合宿者が利用するトレーニングルーム、羊飼いの家ではレストランの一部をつぶさなければならない状況にありますことから、現段階では難しく、今後、施設の改築にあわせて設置を検討いたしたいと考えております。このようなことから、車いすを利用されるお客様に対しては、お越しになられた際に専用トイレの箇所をお知らせするなど、極力御迷惑がかからないよう努めてまいりたいと存じます。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

（午後 2時29分散会）